

きたもと

well-being 通信

ウェルビーイング

◆特別号◆

北本市議会議員

桜井 すぐる

安心をすべての人に届けたい



新型コロナウイルス感染症の影響による経済的な支援などについてお知らせします。

新型コロナにより生活に影響がある皆さんへ

北本市役所 相談窓口のご案内

事業者の人へ（事業者向け支援メニューの案内）

⇒ 産業観光課 電話 594-5530

生活に困っている人へ（経済的な困りごとの相談）

⇒ 福祉課 電話 594-5536

個人向けの主な支援

緊急小口資金【無利子貸付】

社会福祉協議会では、新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に一時的に資金が必要な方へ、緊急の貸付を実施しています。

対象者⇒新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

貸付額⇒10万円以内（ただし、特に必要と認められる場合は、20万円以内）

据置期間⇒1年以内、償還期限⇒2年以内

総合支援資金（生活支援費）【無利子貸付】

緊急小口資金の貸付を受けたものの、その後も引き続き生活に困窮している場合に、追加的に総合支援資金の貸付を受けられる場合があります。

対象者⇒新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

貸付額⇒月20万円以内（単身世帯は月15万円以内）

貸付期間⇒原則3か月以内

据置期間⇒1年以内、償還期限⇒10年以内

◆北本市社会福祉協議会 地域福祉係

電話 593-2961（月～土曜日 9:00～17:00）

住所 北本市高尾1-180

特別定額給付金（一人10万円給付）

対象者⇒令和2年4月27日現在、住民基本台帳に記録されている者 ※ 受給権者は世帯主

◎ 申請書類は、5月中旬以降に対象となる世帯主あてに送付予定です（オンラインによる申請は5/1から開始）。

⇒ 行政経営課 電話 590-6455

事業者向けの主な支援

持続化給付金

国では、感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

対象者⇒新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。中小企業、フリーランスを含む個人事業者など（資本金10億円以上の大企業を除く）

支給額⇒法人は200万円、個人事業者は100万円

ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限

◆持続化給付金事業コールセンター

0120-115-570（6月末まで 全日 8:30～19:00）

埼玉県中小企業・個人事業主支援金

県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、厳しい経営状況に置かれている県内中小企業・個人事業主を支援します。

対象者⇒県内の中小企業・個人事業主で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和2年4月8日から5月6日までの間に、20日以上休業するもの

支援額⇒20万円（事業所が複数の場合は30万円）

◆埼玉県中小企業等支援相談窓口

0570-000-678（平日・休日9:00～18:00）

この他にも、様々な相談窓口、融資、給付などの制度が用意されています。

経済産業省のパンフレットに詳しく記載されていますので、参考にご覧ください。

アドレス <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

新型コロナウイルス感染症で
影響を受ける事業者の皆様へ



市税の納税が困難な人へ【徴収猶予の特例制度】

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けられる可能性があります。本税の納付が免除されるわけではありませんので、ご注意ください。

担保の提供は【不要】です。延滞金もかかりません。

◆対象者

以下1.2.のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者

1. 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。
 2. 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。
- ※ 廃業・休業、入院の場合も対象となる可能性があります。

◆申請方法

法施行から2か月後(令和2年6月30日)又は納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。

詳しくは、お手元に納税通知書をご用意の上、納税課(電話594-5520)に相談してください。

国税・県税の猶予については、別途、税務署や県税事務所に相談してください。

◎ 3月定例会後の桜井すぐるの主な活動

三宮市長に新型コロナ対策の要望書を提出



3月30日、私たちの会派・市民の力は市長に要望書を提出しました。要望の主な内容は次のとおりです。

- ▶ 新型コロナウイルス関連情報を整理して市民に適切に情報提供すること。
- ▶ 学校、学童保育、放課後子ども教室がしっかりと協議して、感染リスクを低下させながら活動させる方法を検討すること。
- ▶ 市民の困りごとや求めている支援を受け止める一元的な窓口を設置すること。など

新型コロナの影響による労働問題でお困りの方に

新型コロナウイルスの感染防止や緊急事態宣言の影響で、急な解雇や雇い止め、手当の支払われない休業など、労働問題で困っている人が増えています。労働者個人で会社に交渉するのは、簡単なことではありません。

日本労働弁護団のホームページに掲載された労働問題についてのよくある質問と回答は、解説も詳しく、とても参考になります。また、相談先の一覧も掲載されています。

お困りの方は、ぜひ参考にしてください。

日本労働弁護団

検索



北本市子育て支援臨時給付金(児童扶養手当分)

北本市では、新型コロナウイルスの感染拡大が市民生活に甚大な影響を及ぼしていることから、経済環境の悪化に係る支援として、ひとり親世帯の児童扶養手当支給対象のお子さんひとりに対し2万円を支給します。

1. 対象 ひとり親世帯の令和2年4月児童扶養手当支給分該当者(生活保護世帯等除く)
2. 支給予定日 令和2年5月11日(月)

コロナ災害の電話相談会に相談員として参加



コロナ災害を乗り越える、いのちとくらしを守る何でも相談会が4月18日、19日に全国31会場で開催され、相談員として電話を受けました(19日のみ)。

どの会場も電話が途切れることなく、両日で約5,000件(全国計)の相談がありました。

突然解雇を言い渡された、休業手当を払ってもらえないといった労働問題の相談や、生活保護受給者でも10万円の給付金がもらえるか、給付はいつ頃になるかといった特別定額給付金関係の相談が多く寄せられました。

発行者 桜井 卓(会派:市民の力)

住 所 北本市高尾1-166-6

電 話 090-9389-3572

2019年5月から北本市議会議員(1期目)

★新型コロナに関する情報や北本市政に関する情報を、Twitterや公式ホームページでお知らせしています。

Twitter : 桜井すぐる (@sakuraikitamoto)

ホームページ: 「桜井すぐる」で検索してください。

